

広島県指導農業士会規約

昭和 55 年 7 月 1 日制定
昭和 57 年 8 月 4 日一部改正
昭和 58 年 8 月 1 日一部改正
昭和 62 年 7 月 15 日一部改正
平成 8 年 7 月 22 日一部改正
平成 13 年 8 月 2 日一部改正
平成 14 年 7 月 31 日一部改正
平成 16 年 9 月 30 日一部改正
平成 18 年 7 月 26 日一部改正
平成 20 年 6 月 5 日一部改正
平成 23 年 7 月 5 日一部改正
平成 25 年 8 月 21 日一部改正
平成 26 年 3 月 6 日一部改正
平成 28 年 3 月 18 日一部改正
平成 31 年 3 月 14 日一部改正
令和 5 年 3 月 24 日一部改正

(目 的)

第 1 条 広島県指導農業士相互の連絡・連携を図り、会員の農業経営と地域活動の実践及び新たな担い手の確保・育成等をとおして、広島県農業の持続的な発展に資することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この会は、広島県指導農業士会（以下「会」という。）と称する。

(所在地)

第 3 条 この会の所在地は、広島県広島市中区基町 10 番 52 号とする。

(事 業)

第 4 条 この会は、本会の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦、情報交換及び共済に関すること
- (2) 就農希望者及び新規就業者など、新たな担い手の確保・育成に関すること
- (3) 広島県内の農業関係高校や県立農業技術大学校等、生徒や学生に対する指導・助言
- (4) 市町及び県等が実施する研修制度及び地域農業振興への協力
- (5) 会員の農業経営及び農業技術の向上
- (6) 県農政への助言
- (7) 普及指導協力委員としての活動に関すること
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第5条 この会は、広島県指導農業士に認定されたすべての者をもって構成する。

(役員及び役員の選出)

第6条 この会に理事と監事をおき、理事は、会員の中から選出し定数は若干名とする。

監事は理事会で2名を推薦し、総会の承認を求める。

- 2 会長1名、副会長2名、会計1名は理事の互選により選出する。
- 3 この会に顧問を置くことができる。

(役員 の職務)

第7条 会長は会を代表し、会務を総括し執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 役員は、会の会務を掌理し、会の運営に関する重要事項の審議に当たる。
- 4 会計は、担当役員が処理する。
- 5 監事は、本会の業務運営状況及び会計を監査する。

(役員 の任期)

第8条 役員 の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、これを補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第9条 会議は総会及び理事会とする。

(総 会)

第10条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

- 2 通常総会は、毎年1回これを招集する。
- 3 臨時総会は、会長又は理事会がその必要を認めたとき、もしくは会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示し、請求があったとき招集する。

(理事会)

第11条 理事会は必要に応じてこれを招集する。

- 2 会長は必要により、理事会に監事を出席させることができる。
- 3 会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示し、請求があったとき、会長はこれを招集するものとする。

(総会の付議事項)

第12条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (4) その他会長が重要と認める事項。

(総会の成立及び議事の採決)

第 13 条 総会は、会員の過半の出席により成立し、議案は、出席者の過半で議決する。

2 前項の総会の出席は、委任状の提出を持ってこれに替えることができる。

3 総会の議長は、会員の中から選出する。

(会員の共済)

第 14 条 会員が退会する場合は、感謝状並びに記念品を贈ることができる。

(経 費)

第 15 条 この会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

2 会費は 1 人年額 5,000 円とする。ただし、必要に応じ特別会費を徴収することができる。

(会計年度)

第 16 条 この会の会計年度は、毎年 3 月 1 日に始まり翌年 2 月 28 日（閏年は 2 月 29 日）に終わる。

(会費滞納者の退会審議)

第 17 条 第 15 条第 2 項に定める会費の納入が 5 年以上滞った会員に対し、督促しても払う見込みない場合には、理事会においてその進退を審議し、結果を県へ報告する。

(設立年月日)

第 18 条 この会の設立年月日は、昭和 55 年 7 月 1 日とする。

(附 則)

この規約は、昭和 55 年 7 月 1 日から施行する。

一部改正 昭和 57 年 8 月 4 日

一部改正 昭和 58 年 8 月 1 日

一部改正 昭和 62 年 7 月 15 日

一部改正 平成 8 年 7 月 22 日

一部改正 平成 13 年 8 月 2 日

一部改正 平成 14 年 7 月 31 日

一部改正 平成 16 年 9 月 30 日

一部改正 平成 18 年 7 月 26 日

一部改正 平成 20 年 6 月 5 日

一部改正 平成 23 年 7 月 5 日

一部改正 平成 25 年 8 月 21 日

一部改正 平成 26 年 3 月 6 日

一部改正 平成 28 年 3 月 18 日

一部改正 平成 31 年 3 月 14 日

一部改正 令和 5 年 3 月 24 日